

## 宮崎市地域生活支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項並びに地域生活支援事業の実施について（平成18年8月1日。厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定する地域生活支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施事業)

第2条 市は、法第77条第1項の規定に基づき、予算の範囲内において次に掲げる事業を行う。

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業
- (5) 成年後見制度法人後見支援事業
- (6) 意思疎通支援事業
- (7) 日常生活用具給付等事業**
- (8) 手話奉仕員養成研修事業
- (9) 移動支援事業**
- (10) 地域活動支援センター機能強化事業（地域活動支援センターの基礎的事業を含む。）
- (11) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
- (12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

2 市は、法第77条第3項の規定に基づき、予算の範囲内において次に掲げる事業を行う。

- (1) 福祉ホーム事業
- (2) 訪問入浴サービス事業**
- (3) 削除
- (4) 削除
- (5) 削除
- (6) ボランティア活動支援事業
- (7) 削除
- (8) 日中一時支援事業**
- (9) 削除
- (10) 障がい者スポーツ大会開催事業
- (11) 点字・声の広報等発行事業
- (12) 自動車運転免許取得・改造助成事業**
- (13) 本人活動支援事業

(補助事業等)

第3条 市長は、前条に掲げる事業について、その全部若しくは一部を団体等に

委託し、又は社会福祉法人等が実施するものに補助することができる。

(給付事業)

第4条 第2条に掲げる事業のうち外出介護事業、地域活動支援センター機能強化事業(委託又は補助により実施する場合を除く。)、訪問入浴サービス事業及び日中一時支援事業(以下「地域生活支援事業サービス」と総称する。)は、地域生活支援給付費を支給することにより実施する。

2 日常生活用具給付事業及び自動車運転免許取得・改造助成事業は、別に定めるところにより実施する。

(支給決定)

第5条 地域生活支援給付費の支給を受けようとする障がい者又は障がい児の保護者は、市長の地域生活支援給付費を支給する旨の決定(以下「支給決定」という。)を受けるものとする。

(申請)

第6条 支給決定を受けようとする障がい者又は障がい児の保護者は、地域生活支援給付費支給決定申請書(様式第1号)により市長に申請するものとする。

(支給要否決定等)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、支給の要否の決定(以下「支給要否決定」という。)を行うため、直ちに当該職員をして当該申請に係る障がい者若しくは障がい児(以下「障がい者等」という。)又は障がい児の保護者に面接をさせ、その心身の状況や置かれている環境等について調査をさせるものとする。

2 市長は、障がい者等又は障がい児の保護者の要件及び利用の必要性を審査の上、支給要否決定を行ったときは、支給決定にあつては地域生活支援給付費支給決定通知書(様式第1号の2)により、支給しない旨の決定にあつては却下決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、支給決定を行うときは、地域生活支援事業サービスの種類ごとに月を単位として支給する地域生活支援事業サービスの量(以下「支給量」という。)を定めるものとする。

4 市長は、支給決定を行ったときは、当該支給決定を受けた障がい者又は障がい児の保護者(以下「支給決定障がい者等」という。)に対し、支給量その他の必要事項を記載した地域生活支援受給者証(様式第3号。以下「受給者証」という。)を交付する。

(支給決定の有効期間)

第8条 支給決定の有効期間は、原則として支給決定を行った日から起算して、最初に到達する誕生日の属する月の末日(誕生日が月の初日であるときは誕生日の属する月の前月の末日)までの期間とする。

(支給決定の変更)

第9条 支給決定障がい者等は、現に利用する支給決定に係る地域生活支援事業サービス、支給量その他の事項を変更する必要があるときは、地域生活支援給付費支給決定変更申請書(様式第4号)を市長に提出することができる。

2 市長は、前項の申請又は職権により、支給決定障がい者等について必要があると認めるときは、支給決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市長は、当該決定に係る支給決定障がい者等に対し、変更の決定にあつては地域生活支援給付費支給変更決定通知書（様式第4号の2）により、変更しない旨の決定にあつては却下決定通知書（様式第2号）により通知するとともに、受給者証の提出を求めるものとする。

3 市長は、前項の決定を行ったときは、受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

（支給決定の取消し）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定を取り消すことができる。

(1) 支給決定に係る障がい者等が、地域生活支援事業サービスを受ける必要がなくなったと認められるとき。

(2) 支給決定障がい者等が、支給決定の有効期間内に、市外に居住地を有するに至つたと認めるとき。

(3) 支給決定に係る障がい者等又は障がい児の保護者が、正当な理由なく第7条第1項の規定による調査に応じないとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定の取消しを行ったときは、当該取消しに係る支給決定障がい者等に対し支給決定取消通知書（様式第5号）を送付するとともに、受給者証の返還を求めるものとする。

（申請内容の変更の届出）

第11条 支給決定障がい者等は、支給決定の有効期間内において、当該支給決定障がい者等の氏名、居住地等を変更したときは、速やかに受給者証記載事項変更届出書（様式第5号の2）により市長に届け出るものとする。

（受給者証の再交付）

第12条 支給決定障がい者等は、受給者証の再交付が必要なときは、受給者証再交付申請書（様式第5号の3）により市長に申請するものとする。

（地域生活支援給付費）

第13条 市長は、支給決定障がい者等が支給決定の有効期間内において、市長が指定する地域生活支援事業サービスの提供を行う者（以下「指定地域生活支援事業サービス事業者」という。）から当該指定に係る地域生活支援事業サービスを受けたときは、当該支給決定障がい者等に対し、当該地域生活支援事業サービス（支給量の範囲内に限る。以下「指定地域生活支援事業サービス」という。）に要した費用について、地域生活支援給付費（以下「給付費」という。）を支給する。

2 支給決定障がい者等が指定地域生活支援事業サービスを受けるときは、指定地域生活支援事業サービス事業者に受給者証を提示するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のあるときは、この限りでない。

3 給付費の額は、一の月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額（外出介護事業のうち、市長が別に定める場合にあつては、第1号に掲げる額の百

分の五十に相当する額) を控除して得た額とする。

(1) 同一の月に受けた指定地域生活支援事業サービスに通常要する費用(食費等の実費を除く。)につき、市長が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域生活支援事業サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域生活支援事業サービスに要した費用の額)を合計した額

(2) 当該支給決定障がい者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「政令」という。)第17条で定める額(当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)

4 支給決定障がい者等が指定地域生活支援事業サービス事業者からサービスを受けたときは、市長は、当該支給決定障がい者等が当該指定地域生活支援事業サービス事業者を支払うべき当該地域生活支援事業サービスに要した費用(食費等の実費を除く。)について、給付費として当該支給決定障がい者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障がい者等に代わり、当該指定地域生活支援事業サービス事業者を支払うことができる。

5 前項の規定による支払があったときは、支給決定障がい者等に対し給付費の支給があったものとみなす。

6 市長は、指定地域生活支援事業サービス事業者から給付費の請求があったときは、第3項の市長が定める基準及び宮崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年条例第38号。指定障がい福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。以下「市運営基準」という。)又は宮崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年条例第39号。施設障がい福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。

(高額障がい福祉サービス等給付費の支給)

第14条 市長は、支給決定障がい者等が受けた地域生活支援事業サービス並びに法第5条第1項の障がい福祉サービス、同条第24項の補装具、介護保険法(平成9年法律第123号)第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令第43条の4第1項で定めるもの、児童福祉法第21条の5の2第1項の障がい児通所及び第24条の2第1項の障がい児入所に要した費用の合計額から当該費用につき支給された給付費、介護給付費又は訓練等給付費、補装具費、介護保険法第20条に規定する介護給付等のうち政令第43条の4第2項で定めるもの、障がい児通所給付費及び障がい児入所給付費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該支給決定障がい者等に対し、高額障がい福祉サービス等給付費を支給する。

2 前項に定めるもののほか、高額障がい福祉サービス等給付費の支給要件、支給額その他高額障がい福祉サービス等給付費の支給に関し必要な事項は、サービスに要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、市長が別に定める。  
(サービス事業者の指定)

第15条 第13条第1項の指定地域生活支援事業サービス事業者の指定は、市運営基準及び宮崎市指定地域生活支援事業サービス事業者の指定に関する要綱（平成18年9月29日伺定）に基づき市長が行う。

（給付費の請求等）

第16条 支払を受けようとする指定地域生活支援事業サービス事業者が行う給付費の請求は、地域生活支援給付費請求書（様式第6号）に地域生活支援給付費明細書（様式第7号）及びサービス提供実績記録票（様式第8号）を添えて行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、上限額管理を含む給付費の請求にあつては、利用者負担上限額管理結果票（様式第9号）及び利用者負担額一覧表（様式第10号）を追加するものとする。

3 給付費の請求は、各月分について翌月10日までに行うものとする。

4 給付費の支払は、請求日の属する月の翌月末日までに行う。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

（奉仕員養成研修事業の実施期間）

2 第2条第2項第12号に掲げる奉仕員養成研修事業は、平成19年3月末日をもって廃止する。

（経過的デイサービス事業の実施期間）

3 第2条第2項第14号に掲げる経過的デイサービス事業は、平成19年3月末日をもって廃止する。

（清武町の編入に伴う経過措置）

4 清武町の編入の日前に、清武町地域生活支援事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

5 清武町の編入の日前に、清武町地域生活支援事業実施要綱の規定により交付された受給者証は、平成22年3月31日までの間は、第7条第4項の規定により交付された受給者証とみなす。但し、清武町であった区域の外に転居した支給決定障害者等に交付した受給者証については、この限りでない。

6 清武町の編入の日前に、清武町地域生活支援事業実施要綱の規定により受給者証の交付を受けた者の地域生活支援給付費については、この要綱の規定にかかわらず、平成22年3月31日までの間は、清武町地域生活支援事業実施要綱の例による。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年3月23日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、平成25年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額)

第十七条 法第二十九条第三項第二号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第四十三条の五第三項及び第五項において「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 三万七千二百円
- 二 支給決定障害者等（共同生活援助に係る支給決定を受けた者及び自立訓練又は就労移行支援に係る支給決定を受けた者（厚生労働大臣が定める者に限る。）を除く。以下この号及び次号並びに第十九条第二号ロ及びハにおいて同じ。）であって、次に掲げる者に該当するもの（第四号に掲げる者を除く。） 九千三百円
  - イ 指定障害者支援施設等（法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額が二十八万円未満であるもの
  - ロ 指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外の者（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属するその配偶者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が十六万円未満であるもの
- 三 支給決定障害者等のうち、指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外のもの（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの（前号及び次号に掲げる者を除く。） 四千六百円
- 四 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）を除く。以下「特定支給決定障害者」という。）にあつては、その配偶者に限る。）が指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この号、第十九条第二号ニ、第三十五条第三号、第四十二条の四第一項第二号及び第四十三条の三第二号において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあった月において被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）若しくは要保護者（同条第二項

に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する  
場合における当該支給決定障害者等 零